

障害のある人・高齢者への対応方法を
マナーとして学ぶ

事業者向け

ユニバーサルマナー

研修会



参加費
無料

2026

2/26 木

14時～16時

【会場】アスピア明石北館7階 学習室703

明石市では、「障害のあるお客様や高齢のお客様への対応に自信がない」「障害のある従業員とのコミュニケーションが難しい」といったお悩みを抱えている事業者の方を対象に研修会を開催しています。

障害のある人の視点や困りごとを知ることで解決できることがあります。

“自分とは違う誰かの視点”で行動するためのきっかけを「ユニバーサルマナー研修」でぜひ学んでみませんか？

裏面の二次元コードからお申込みいただくか、メール・FAXに以下の3点を記入の上、送信してください。

- ① 受講者氏名（フリガナ）
- ② 連絡先
- ③ 事業者名（お勤め先）

申込締切
2月16日
(月)

対象
明石市内の
事業者
(店舗や団体に
勤務する人)

定員
30名

【主催(担当)】 明石市インクルーシブ推進課

【お問合わせ】 TEL：078-918-6037 FAX：078-918-5617
E-mail：inclusive@city.akashi.lg.jp

ユニバーサルマナー研修会

【内容】

- ・ユニバーサルマナーとは
- ・高齢者や障害者への対応
- ・どんな人がどんなことに困るのか？
- ・合理的配慮の提供義務化について
- ・各種マークの名称と意味
- ・困ったときのお声かけ方法

※研修受講者には、「ユニバーサルマナー検定認定証」をお渡しします。



(フリガナ) お名前	
連絡先 (電話・FAX・メールなど)	
事業者名 (お勤め先)	

枠内に必要事項を記入し、FAXでお申込いただくな、下記QRコードまたはメール（上記枠内3項目を記入）にてお申込みください。

＜締切：2月16日（月）＞

【申込先】明石市インクルーシブ推進課
(担当：米野・山本)

【電話】078-918-6037 【FAX】078-918-5617

【メールアドレス】inclusive@city.akashi.lg.jp



インターネットでの
お申込みはこちら

【2024年4月から「合理的配慮の提供」が義務化】

障害者差別解消法が改正され、障害のある人が障害のない人と同じようにサービスを受けられるよう、民間事業者が対応すること（合理的配慮の提供）が義務化されました。